

議案第 38 号

日野町いじめ問題調査委員会設置条例の制定について

日野町いじめ問題調査委員会設置条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 14 日提出

日野町長 塔 田 淳 一

## 日野町いじめ問題調査委員会設置条例の制定が必要な理由と概要

### 1 条例制定の背景、理由

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定に基づき、いじめ問題の重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、調査委員会を設置し、当該重大事態を調査する。

#### ※いじめ防止対策推進法

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

#### ※重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると教育委員会及び学校が認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると教育委員会及び学校が認めるとき。
- ・児童等や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

### 2 条例の内容

- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定に基づき日野町教育委員会が設置する日野町いじめ問題調査委員会に関し必要な事項を定める。
- ・日野町いじめ問題調査委員会は、重大事態が発生した際に、教育委員会又は学校の下に設置する組織。
- ・委員については、弁護士、医師、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、必要の都度教育委員会が委嘱する（5 人以内）。
- ・質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査委員会は、調査結果について、教育委員会をつうじて町長に報告する。  
（教育委員会は、重大事態が発生時にその旨を町長に報告する）

### 3 附則

公布日より施行

## 日野町いじめ問題調査委員会設置条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき日野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する日野町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の定めるところによる。

### (日野町いじめ問題調査委員会の設置)

第3条 教育委員会は、法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、調査委員会を設置する。

### (所掌事務)

第4条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議し、及び答申する。

- (1) いじめの事実に関すること。
- (2) いじめによる被害を受けた児童生徒（以下「児童等」という。）といじめとの関係に関すること。
- (3) いじめによる被害を受けた児童等が通う学校、教育委員会、当該児童等の保護者等の対応及び執るべき措置に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

### (組織等)

第5条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、弁護士、医師、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、必要の都度、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に対する答申の提出までとする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 調査委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、教育長が招集する。
- 3 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 調査委員会の会議は、非公開とする。

(意見聴取等)

第8条 調査委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 調査委員会の事務局は、教育委員会事務局に置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布日から施行する。